主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人神川貫一の上告趣意は、量刑不当の主張を出でないものであつて、刑訴四 〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四――条を適用すべきものと は認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一〇月一二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎